

令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第2回相談・地域生活支援専門部会 要点記録

日時 令和5年11月27日（月）午後2時00分から午後4時00分まで

場所 文京シビックセンター3階 障害者会館A・B

<会議次第>

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 支援を円滑に引き継いでいく方法について
 - (2) 暮らしをサポートする仕組みについて
- 3 その他

<出席者>

樋口 勝 部会長、浦田 愛 副部会長、志村 健一 副会長、高田 俊太郎 委員、関根 義雄 委員、阿部 智子 委員、井口 勝男 委員、夏堀 龍暢 委員、松尾 裕子 委員、中川 穰 委員、岩井 佳子 委員、吉野 文江 委員、佐古 陽子 委員、福田 洋司 委員、荒井 早紀 委員、佐藤 祐司 委員、加藤 たか子 委員

<欠席者>

本加 美智代 委員、安達 勇二 委員、

<傍聴者>

8名

1 開会

志村副会長挨拶

2 議題

(1) 支援を円滑に引き継いでいく方法について

- ① 資料第1号について事務局、樋口部会長より説明
- ② 資料第2号について事務局より説明、意見聞き取り

○アンケートについて

- ・ 障害福祉サービスも介護保険も両方知っているが、自信を持って説明できるとはなっていない。大体のことは分かるが、本当にそうかと言われると、調べることがある。
- ・ 介護保険の移行について何人かに説明したことがある。常にそういう方がいれば説明できるが、間が空くと調べ直す。利用者によって、ある程度の説明で分かる方もいれば、繰り返し説明しても難しい方もいる。
- ・ 介護保険サービスへの移行がスムーズに行くのは、今まで使えていた障害福祉サービスの内容と変わらないサービスが継続でき、混乱が少なかった場合だと思う。できていたものができなくなったとか費用が発生すると、なかなか納得がいかない。
- ・ 以前にいた入所施設だと、65歳を超える方もたくさんいた。介護保険を使えるものの資源が多くなかったので、65歳になると切替えの案内が来て、適用除外の申請をして障害のサービスを使っていた。
- ・ 障害福祉サービスを受けていた方が65歳になったら介護保険に移行することを初めて知った。地域でも障害の方からの相談やそういう方が困っている話は受けたことがない。
- ・ 包括ではサービスのスタートで関わるが多く、障害サービスを既に使っていた方は、いきなり要介護認定となり、ケアマネが関わる場合がある。包括だけでなく、ケアマネにも知識を伝える必要がある。

障害は軽度で、介護保険からサービスを利用する方がいる。例えば難病のごく初期段階の方や、生活面がまだ自立している方、家族が抱え込み今までサービスにつながってこなかった方に、障害の専門職からもアプローチが必要ではないか。

障害のサービスを使っていた方で、自分は高齢者だけど障害者だ、障害者として見てもらえないのはおかしいと強く訴えられる方もいる。

- ・ 障害福祉サービスから介護保険に移行して使えるサービスもある。サービスの選択の

幅が広がるという見方もできる。例えば、介護保険の施設が使えることや、福祉用具も障害だと給付になるが、介護保険だと状況に合わせたものをレンタルできる。

- ・ 介護保険になると移動の支援がなくなってしまう。散歩や銀行に行くことが認められない。利用者の健康状態や身体状態を今後見て、介護保険で足りない場合は障害福祉サービスを使ってよいと言われるが、果たして本当なのか不安。
- ・ 先程、移動支援が使えない事例があるとのことだったが、移動支援は障害福祉サービスの中に含まれている認識でよいか。

→ 移動支援は地域生活支援事業、重度訪問介護は障害福祉サービスと位置づけられている。重度訪問介護は、家事援助、身体介護や、移動加算という移動部分もサービスの中に含まれている。介護保険に移行する場合、介護保険の訪問介護には移動がないので、移動加算に関しては障害のサービスを使い、自宅での介護は介護保険のサービスに移行することになる。

重度訪問介護の移動加算ではなく、移動支援に切り替えることもできるが、現状、移動支援のヘルパーが足りているわけでないのと、重度訪問介護で普段支援している方は、その方の障害状況をよく分かっているなので、本人にとっても安全だという場合は重度訪問介護を使ったほうがよい。移動の部分に関して、個別の状況を判断して決めている。

○引継ぎチェックリスト作成について

- ・ チェックリストをつくるのはよいと思うが、誰がどう運用するのがよいか。文京区として公的に運用していくのかどうか。文京区はセルフプラン率が高いので、相談支援専門員がついていない人は、誰がそのチェックリストを運用するのか。精神障害の方で言えば、認定調査を必ず行う保健師が運用したほうが、行き渡らないリスクを回避できる。
- ・ 介護保険と障害福祉サービスは似ているようで全然違う。介護保険の制度はできないことはできないとしか回答できない。そこで障害福祉サービスをどう使うか、今受けているサービスが減らないよう工夫が必要という話もある。ケアマネと障害福祉サービスの支援者も含め、制度に違いがあることから話をしないと難しいと感じた。
- ・ 障害のサービスは自立支援で、介護保険は加齢に伴ってできなくなったことを補う制度。同じようにサービスが提供されるように見えるが、本来の目的が違う。障害は余暇活動や就労の幅があるのが最大の違い。障害の特性と加齢に伴って目標が変わるので、それぞれのタイミングでつながれば良いと思うが、介護保険制度は3年ごとの見直し

で変わるので、いつ誰がどの時点でチェックリストを使うかによっては、作った時点で古くなるという課題がある。65歳の誕生日2か月前から介護保険の準備申請ができ、何を使いたいか、お金を支払ってでも使いたいか考える期間はあることから、連携する際、ケアマネとの情報共有ができると不安も減るのではないか。

【結論】

- 引継ぎチェックリストといった成果物作成の場になるか、より具体的な話をする場になるかの検討を含め、一度、ワーキンググループとして集まる機会を設けることで了承を得た。

(2) 暮らしをサポートする仕組み

- ① 資料第4号について事務局より説明
- ② 資料第5号について事務局より説明

札幌市パーソナルアシスタンス制度について

(質疑応答・意見)

- ・ パーソナルアシスタントについて、サービスを受ける側からは、既存の制度上の利用時間が条件によって増えるかもしれないのと、生活の支援の部分で、既存のヘルパーのサービスで行き届かない、うまく使えないところを専門ではない方の力も借りながらできる可能性がある制度づけという理解でよいか。

→札幌市の担当者と近いやり取りがあった。人材不足で福祉ヘルパーさんが少ない状況で地域の近隣住民、身近な人が介助者となる点が、制度のメリットと話していた。

一方で、地域住民、専門職じゃない方というのは、裏を返すと課題になる。個人のやり取りで決めているサービス提供なので、調整も利用者本人の行うセルフマネジメントの範疇に入る。資料の記載では、重度訪問介護の支給時間を使い切れない実情があっても、この制度を利用することで結果的にプラスアルファの恩恵を得られる可能性がある。

- ・ パーソナルアシスタントについて、ヘルパーを自分で探すメリットとデメリットがある。一番難しいのは、自分で請求事務をやらないといけない。制度を文京区にも広報する中で、デメリットとメリットを盛り込んだほうがよい。

- ③ 資料第5—2号について浦田副部長より説明

いきいきサポートについて

(質疑応答・意見)

・ 類似のもので、電話で電球交換や家具の組み立てなど、何でもやる人を派遣するサービスを提供している民間の会社もある。

④ 資料第5-3号について佐藤委員より説明

精神障害者地域生活安定化事業について

(質疑応答・意見)

・ 基本は精神の障害でサービスを使っていない方が対象とのことだが、これを経てサービスにつながる方はいるか。

→サービスにつながると、事業は終了となる。委託先の地域活動支援センターにそのままつながって、サービスは受ける方もいる。

・ 精神障害の方で、治ったからと薬をやめる方がいる。精神疾患は継続しての服薬が絶対的に必要。退院したら医療の目が届かなくなり、再入院を繰り返す方が一定数いる。本人の意思によらない入院を防ぐのが一番の目的。

障害福祉サービスを利用していない方で、病気じゃないから利用する必要がないとなると、実際起きている状況と本人の理解が共通認識とならず、サービスにつながらない。このサービスを使って、介護保険や障害福祉サービス、就労移行とかにつながる方もいるが、一定数その現状を打破できず、突破力が問われる事例も抱え続けている。

⑤資料第5-4号について岩井委員より説明

話し合い員について

(質疑応答・意見)

・ 文京区全体で話し合い員の定員は44人。高齢化もあり、現在11人が欠員となっている。

・ 対象者の⑤に「重度身体障害者世帯」とあるが、高齢者以外でも利用できるのか。

後日回答追記

→重度身体障害者を含む世帯の利用申込は可能。

「重度」の具体的な基準はないが、座位が保てないなどが状態像として考えられる。

現在利用者は高齢者のみになっているが、昭和46年の開始当初は障害者の申し込みもあったのではないか。

⑥机上配布資料について岩井委員より説明

認知症ともにパートナー事業について

(質疑応答・意見)

- ・ 若年性の方もいるので65歳以上だけではないが、認知症の診断がついた方や初期集中支援事業として訪問したい方に対して、診断された際の気持ちをフォローし、何らかの形で早めに医療につなげるなど、6か月フォローしていく事業。そういう方がいれば、医療機関に相談していただくとよい。

「不動産屋やオーナーへの理解促進について」と「地域での生活にある課題について」、今後の部会で検討を行う。

以上